

ポスター掲示場の利用について

(衆議院小選挙区選出議員選挙)

福岡県選挙管理委員会

1 選挙運動用ポスターの掲示場所について

衆議院小選挙区選出議員選挙において、候補者が選挙運動のために使用するポスターについては、各市区町村の選挙管理委員会（以下「選管」という。）が設置するポスター掲示場ごとに、公職の候補者1人につきそれぞれ1枚に限り掲示するほかは、掲示することができない。

2 ポスター掲示場の数及び設置場所について

県内における小選挙区別のポスター掲示場の数は、別紙1のとおりである。

また、ポスター掲示場の設置場所一覧表及びポスター掲示場の設置場所を表示した図面は、各市区町村の選管において、その市区町村分について交付するので、交付を受ける際には、事前に該当市区町村の選管に連絡の上、受け取ること。

※ポスター掲示場の設置場所一覧表及びポスター掲示場の設置場所を表示した図面等を県ホームページに掲載する（公示日の3日前頃から選挙期日の前日まで公開）。

県HPアドレス：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/posukei-senkyo2026.html>

3 ポスター掲示場の区画について

候補者がポスターを掲示することができるポスター掲示場の区画は、立候補届出の際の届出順位と同じ番号の区画であり、それ以外の区画にポスターを掲示しないよう十分注意すること。

ポスターの貼り間違いについて選管に問合せがあった場合、該当候補者の選挙事務所等の連絡先を伝えるので、適宜候補者間で誠実に対応すること。

なお、ポスター掲示場の区画の大きさは、縦横約44cm程度の正方形となっている。

4 ポスターの掲示方法について

- (1) 選挙運動用ポスターの大きさは、42cm以内×40cm以内であること。
- (2) ポスターの表面には、掲示責任者及び印刷者のそれぞれの氏名及び住所（印刷者が法人の場合は法人名及び所在地）を記載しなければならない。また、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならないこと。
- (3) 公職の候補者は、その責任を自覚し、ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならない。
- (4) ポスター掲示場にポスターを掲示する場合は、必ずのり又は両面テープ等で確実にはること。ホッチキス、画鋲等を使用した場合、掲示中に風雨によりはがれることがあるので留意すること。
- (5) ポスターの貼付け、剥がれた後の処分については、候補者が責任をもって対応すること。なお、ポスターが剥がれても対応がない場合、設置管理者において回収の上処分することがある。
- (6) ポスター掲示場には選挙区名が表示されているので、掲示する際は、必ず選挙区名を確認し掲示すること。

5 その他

- (1) 選挙期間中、災害等の影響により、ポスター掲示場が破損し、又は飛来し、人的又は物的な被害を与える恐れがある場合には、市区町村の選管の判断により、各候補者に事前に連絡の上、一時的にポスター掲示場を撤去すること。
- (2) ポスター掲示場に関して不明な点があれば、各市区町村の選管に問い合わせること。

投票区数及びポスター掲示場設置数（衆議院選挙区分）

区分 市区町村名	投票区数	掲示場数	備考
東 区 (1 区 分)	45	341	
博 多 区	30	238	
第 1 区	75	579	
中 央 区	25	196	
南 区 (2 区 分)	33	252	
城 南 区 (2 区分)	19	139	
第 2 区	77	587	
城 南 区 (3 区分)	2	15	
早 良 区	38	288	
西 区	40	294	
3区福岡市計	80	597	
糸 島 市	27	217	
第 3 区	107	814	
東 区 (4 区 分)	5	38	
宗 像 市	20	161	
古 賀 市	11	84	
福 津 市	13	101	
宇 美 町	5	40	
篠 栗 町	3	27	
志 免 町	4	34	
須 恵 町	4	33	
新 宮 町	6	45	
久 山 町	2	18	
粕 屋 町	6	48	
糟屋郡計	30	245	
第 4 区	79	629	
南 区 (5 区 分)	4	31	
筑 紫 野 市	16	131	
春 日 市	12	97	
大 野 城 市	18	134	
太 宰 府 市	9	72	
朝 倉 市	21	171	
那 珂 川 市	8	66	
筑 前 町	10	78	
東 峰 村	4	32	
朝倉郡計	14	110	
第 5 区	102	812	
久 留 米 市	59	461	
大 川 市	8	61	
小 郡 市	13	99	
う き は 市	12	94	
大 刀 洗 町	4	31	
三 井 郡 計	4	31	
大 木 町	3	25	
三 猪 郡 計	3	25	
第 6 区	99	771	
大 牟 田 市	26	188	
柳 川 市	22	159	
八 女 市	25	200	
筑 後 市	12	91	
み や ま 市	17	133	
広 川 町	6	46	
八女郡計	6	46	
第 7 区	108	817	

区分 市区町村名	投票区数	掲示場数	備考
直 方 市	14	106	
飯 塚 市	42	317	
中 間 市	15	104	
宮 若 市	11	91	
嘉 麻 市	19	142	
芦 屋 町	3	23	
水 卷 町	7	50	
岡 垣 町	8	63	
遠 賀 町	5	37	
遠賀郡計	23	173	
小 竹 町	3	23	
鞍 手 町	5	40	
鞍手郡計	8	63	
桂 川 町	6	44	
嘉穗郡計	6	44	
第 8 区	138	1,040	
若 松 区	26	188	
八 幡 東 区	25	174	
八 幡 西 区	52	372	
戸 畑 区	14	101	
第 9 区	117	835	
門 司 区	32	226	
小 倉 北 区	44	314	
小 倉 南 区	45	341	
第 10 区	121	881	
田 川 市	15	109	
行 橋 市	16	124	
豊 前 市	18	136	
香 春 町	5	41	
添 田 町	12	85	
糸 田 町	1	9	
川 崎 町	7	50	
大 任 町	4	26	
赤 村	2	17	
福 智 町	5	43	
田川郡計	36	271	
苅 田 町	9	69	
み や こ 町	8	67	
京都郡計	17	136	
吉 富 町	2	14	
上 毛 町	4	35	
築 上 町	10	84	
築上郡計	16	133	
第 11 区	118	909	

県 計	1,141	8,674	
-----	-------	-------	--